

第10章

国際交流・協力の充実

総論

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国は今後も健全に成長し魅力ある国であるために、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

このため、文部科学省では、国際社会で活躍できる人材の育成や、海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受入れによる、双方向の人的交流を継続的に推進しています。また、政府が掲げる地球儀を俯瞰する外交の動向も踏まえ、教育、科学技術、スポーツ、文化分野の国際的な取組について、戦略的に政策形成を図るための体制を整備し、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。具体的には、近年、諸外国から高い関心が示されている日本型教育の海外展開を官民一体となって推進するために、協力の在り方の検討などを進めています。

このほか、地球規模の課題の解決に資するとともに、世界の国々と共に教育の質の向上に取り組んでいくため、諸外国政府やユネスコ等の国際機関と連携し、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進をはじめとした、様々な取組を実施しています。

なお、平成28年5月に、伊勢志摩サミット関係閣僚会合として「G7 倉敷教育大臣会合」が開催されました。平和と繁栄、持続可能な社会の構築に向けた新しい時代における教育の在り方について、G7各国の大臣等による議論を行い、倉敷宣言として発表されました。

これらの取組を通じて、文部科学省では、国際交流・協力の一層の充実を戦略的に進めています。

Column No. 15

G7 倉敷教育大臣会合を開催

平成28年5月14日、15日の2日間の日程で、G7 倉敷教育大臣会合が開催されました。主要国での教育大臣会合の開催は2000（平成12）年の日本、2006（平成18）年のロシアに続き10年振り、3度目です。

大臣会合では、馳文部科学大臣が議長となり、①今、我々の対峙すべき課題や来るべき新しい時代を見据えた時の新しい教育の役割は何か、また、②その役割を果たすための具体的な教育や学びの向上・改善策はどのようなものか、そして③新たな国際協働はどう在るべきかなどについて2日間にわたり、四つのセッションに分けて議論しました。会合の最後には、成果文書として「倉敷宣言」が採択されました。「倉敷宣言」では、教育の果たすべき新たな役割として、三つの点を強調しています。



大臣会合で発言する馳大臣

か日本の伝統武道として剣道の部活動が紹介されました。

また、地元実行委員会主催の歓迎レセプションでは、各国代表らが地元倉敷名産のデニムの法被を着て鏡割りに参加し、瀬戸内海の魚介類、果物王国を象徴するフルーツなど岡山県特産の食材を使った料理や、子供たちによる伝統芸能の出し物を堪能しました。

さらに、会合期間中は、江戸時代からの古い建物、倉敷川河畔の柳に彩られた景色などを楽しむ美観地区散策等も行われました。次回のG7教育大臣会合は、2017（平成29）年イタリアで開催される予定です。



老松小学校から歓迎を受ける各国代表ら



倉敷市の美観地区にて各国代表、国際機関代表、岡山県知事、倉敷市長と共に

第1節 教育・スポーツ・文化分野における国際交流・協力

1 留学生交流の推進

(1) 外国人留学生受入れの現状と施策

① 留学生受入れの現状

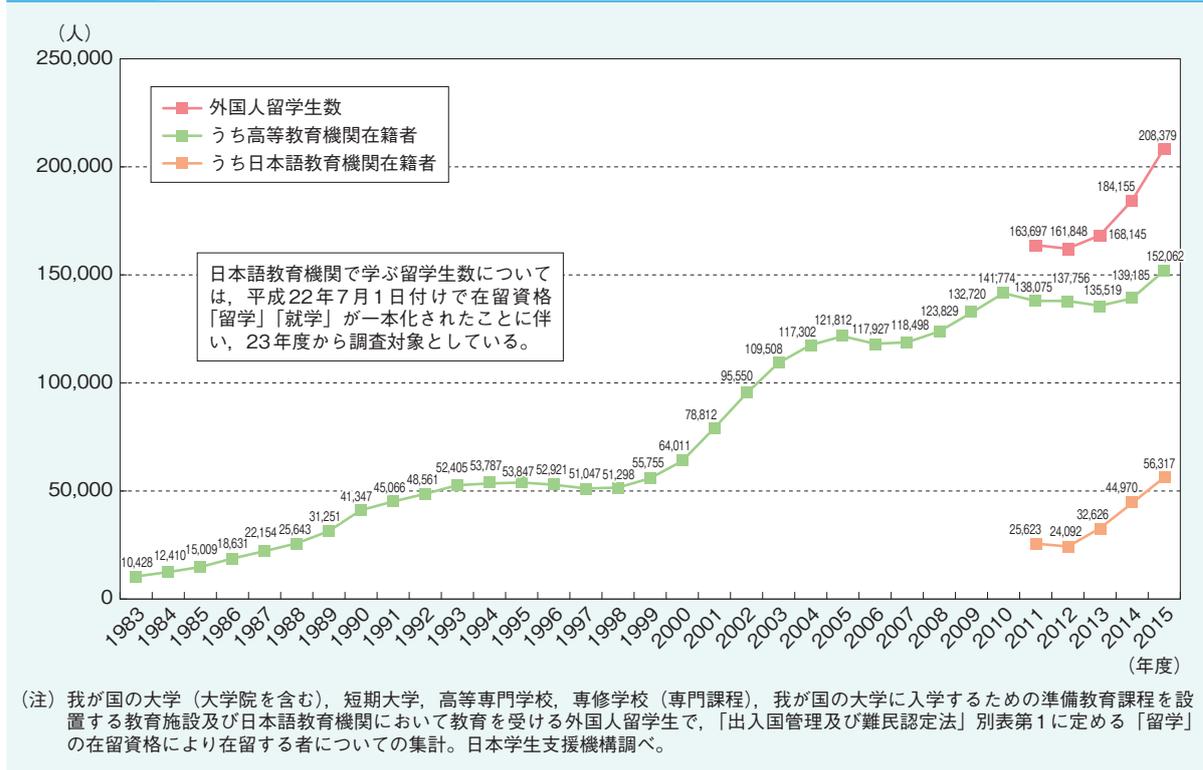
グローバル化が加速する国際社会の中で、我が国の大学等の国際化の推進や、世界で活躍する人材の育成を図るため、平成20年7月に留学生受入れの拡大のための方策をまとめた「留学生30万人計画」骨子が策定されました。これに基づき、留学の動機付けから大学等や社会での受入れ、就職等卒業・修了後の進路に至るまで体系的に関係府省等で連携して、留学生の受入れを推進しています。

平成27年5月1日現在、我が国の大学等で学ぶ留学生の数は、20万8,379人となっております。

全体として増加傾向となっています（図表2-10-1，2-10-2）。

政府の方針としては、「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」及び第2期教育振興基本計画において、2020年までに留学生の受入れ30万人（「留学生30万人計画」）の実現を目指すとともに、より戦略的な留学生の受入れを推進することとしています。さらに、「日本再興戦略改定2015—未来への投資・生産性革命—」（27年6月30日閣議決定）では、各大学等のアドミッション・ポリシー等において留学生受入れ方針の明確化を促進するとともに、短期留学やインターンシップ等を組み込んだ留学を促進することとしています。また、関係府省・団体が連携して、外国人留学生等の求職情報と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行うこととしています。

図表 2-10-1 外国人留学生数の推移（各年5月1日）



②世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略

世界的な留学生獲得競争が加速化する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図る必要があります。このため、文部科学省では平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、留学生の受入れに係る重点地域や重点分野等を設定しました。

③留学情報提供体制の整備

留学生の受入れを促進するため、日本学生支援機構は、海外において日本の大学等の参加を得て、「日本留学フェア」や「日本留学

図表 2-10-2 出身国・地域別外国人留学生数（上位10か国・地域）（2015年5月1日現在）

国・地域名	留学生数（人）
中 国	94,111（ 94,399 ）
ベ ト ナ ム	38,882（ 26,439 ）
ネ パ ー ル	16,250（ 10,448 ）
韓 国	15,279（ 15,777 ）
台 湾	7,314（ 6,231 ）
イ ン ド ネ シ ア	3,600（ 3,188 ）
タ イ	3,526（ 3,250 ）
ミ ャ ン マ ー	2,755（ 1,935 ）
マ レ ー シ ア	2,594（ 2,475 ）
ア メ リ カ 合 衆 国	2,423（ 2,152 ）
そ の 他	21,645（ 17,861 ）
計	208,379（ 184,155 ）

（ ）は前年数

（出典）日本学生支援機構調べ

説明会」を実施し、現地の学生、進学指導担当者等に対して日本への留学に関する情報の提供を行っています。平成27年度は、台湾、ブラジル等14か国・地域、20都市で開催しました。また、関係機関との連携により日本留学希望者向けのポータルサイト^{*3}を構築し、情報提供を充実させています。

④日本留学のプラットフォームの構築

海外の重点地域において、現地の政府機関や教育機関とのネットワーク構築、留学情報の収集・提供等を実施し、日本留学のプラットフォームを構築するため、「留学コーディネーター配置事業」を実施しています。平成26年度からミャンマー、アフリカ（サブサハラ）、インドの3拠点、27年度は新たにブラジルに留学コーディネーターを配置しました。

⑤日本留学試験の実施

我が国の大学への留学生の入学選抜においては、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国の大学への留学に比べて手続が煩雑で、留学希望者にとって負担が大きいと指摘されてきました。このため、文部科学省では、日本学生支援機構と協力して、海外で広く実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とし、留学希望者にとって利用しやすい試験として「日本留学試験」を実施しています。

本試験は年2回（6月と11月）、国内では16都道府県、海外ではアジア地域を中心に17都市で実施しています。平成27年度の受験者数の合計は、国内3万2,031人、海外6,145人の計3万8,176人でした。また、本試験を留学生の入学選抜に利用した大学は419大学、80短期大学となっています（27年11月現在）。そのうち、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は79大学、9短期大学となっています（27年11月現在）。

⑥留学生に対する支援措置

（ア）国費外国人留学生等の受入れ

国費外国人留学生制度は、文部省（当時）が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、教育・研究を行わせる制度として昭和29年に創設されました。現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラムなど7種類のプログラムにより実施されており、これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を支援してきました（台湾については上記に準じる支援を、公益財団法人交流協会を通じて実施）。

（イ）私費外国人留学生などへの援助

日本学生支援機構では、私費外国人留学生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ学生等に対して奨学金を給付しており、私費外国人留学生が安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めています。

（ウ）住環境の整備

今後の外国人留学生受入れのための住環境整備の在り方について、文部科学省は平成26年7月に「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ、大学等の宿舍整備・運用等の住環境整備への支援、国際交流会館の活用等を進めていくことにしています。

また、日本学生支援機構では、大学等が民間アパート等を借り上げる際の「留学生借り上げ宿舍支援事業」を実施しています。

このほか、公益財団法人留学生支援企業協力推進協会等の留学生関係公益法人では、民間企業の社員寮に留学生を受け入れるプログラムや入居者の損害賠償等を目的とした「留学生住宅総合補償制度」等の施策を実施しています。

*3 参照：<http://www.g-studyinjapan.jasso.go.jp/>

(エ) 留学生の就職支援

「日本再興戦略改定2015—未来への投資・生産性革命—」にも盛り込まれている外国人留学生の求職・求人のマッチングのための文部科学省の取組として、外国人材の活用に積極的な企業等が大学等へ直接接触する手段として活用できるよう、各大学等における外国人留学生就職支援担当部署の連絡先を平成27年8月に文部科学省のホームページに掲載しました。

また、文部科学省では、平成27年度から、大学等における外国人留学生に対する住環境支援等の生活支援、日本人学生との交流支援、日本国内での就職支援等の優れた取組を支援するため「住環境・就職支援等受入れ環境の充実」事業を実施しており、27年度に6件を採択しました。

このほか、日本学生支援機構では、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について、有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア・就職ガイダンス」を実施しています。

⑦留学生のための教育プログラムの充実

我が国への留学形態が多様化する中、留学生の需要に応じた魅力ある教育プログラムを提供しています。また、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」を選定し、国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムにより受け入れる留学生の一部を国費外国人留学生として優先的に採用しています。

⑧地域における留学生支援

留学生と地域住民との交流、留学生に対する奨学金や宿舍の提供等を積極的に推進するため、各都道府県で、大学、地方公共団体、経済団体、民間団体等によって構成される地域留学生交流推進会議が開催されています。

さらに、平成24年度から、各地域において大学、地方公共団体、経済団体、NPO法人等の連携により、留学生を支援しつつ日本人学生や地域住民等と交流していく、街づくりのモデル地域を支援するため「留学生交流拠点事業」を実施しており、計10拠点を採択しました。

⑨帰国留学生に対する援助

帰国留学生が留学の成果を更に高め、母国において活躍できるように、日本学生支援機構では、短期研究のための帰国留学生招へい事業、研究支援のための指導教員の派遣等の援助を行うとともに「Japan Alumni eNews」(日本留学ネットワークマガジン)を発行し、帰国外国人留学生等に対し必要な情報を提供しています。

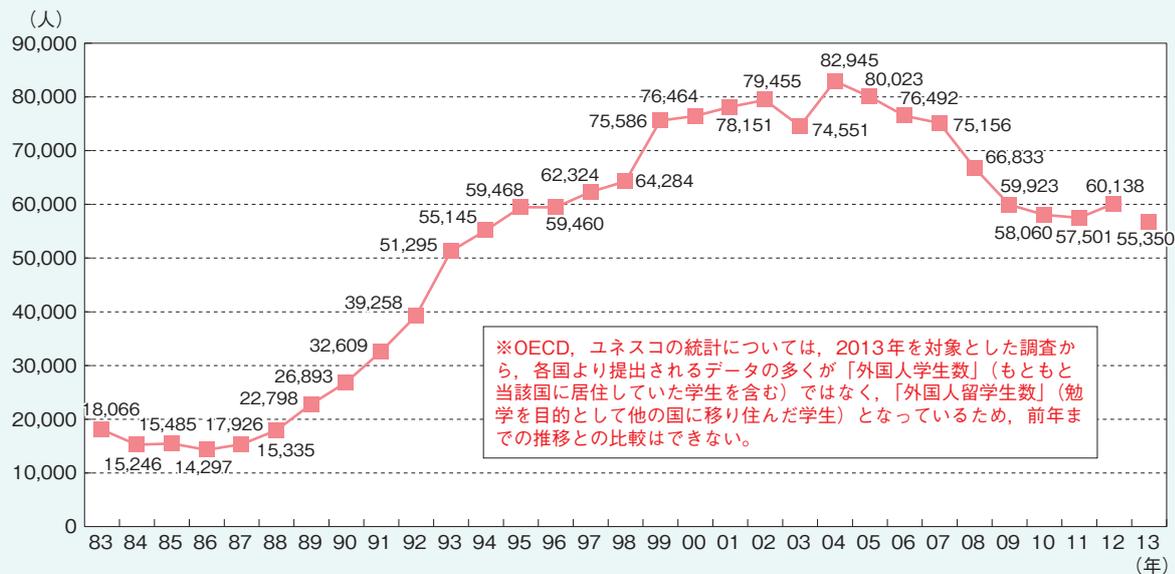
(2) 日本人学生等の海外留学の現状と施策

①海外留学の現状

OECD、ユネスコ、米国国際教育研究所(IIE)等の統計による日本人の海外留学者数(原則として、交換留学等の短期留学は含まない)を集計したところ、平成25年に海外に留学した日本人学生等は、5万5,350人でした。一方、日本学生支援機構の調べでは、大学等が把握している日本人学生の海外留学状況については、短期の留学を中心に留学生数が増加しており、26年度は前年比1万1,350人増の8万1,219人でした(図表2-10-3、2-10-4、2-10-5)。

社会や経済のグローバル化が進む中、世界で活躍することができる人材の育成が急務であることから、日本人学生等の海外留学についても「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」において、2020年までに6万人から12万人へ倍増させることとし、意欲と能力ある若者全員に留学機会を与え、海外留学の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな仕組みを創設することとしています。文部科学省では、この目標の達成に向けて、日本人学生等の海外留学を促進しています。

図表 2-10-3 日本人留学生数の推移



(出典) OECD 「Education at a Glance」、ユネスコ文化統計年鑑、IIE 「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

②海外留学に関する施策

文部科学省では、日本人学生等の海外留学支援として、国費による海外派遣制度を設けています。

平成21年度からは、日本人の学生などを最先端の教育研究活動を行っている海外の大学院に派遣し、学位を取得させることにより、我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進する「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」を実施しています。この制度により、26年度には233名の日本人の学生等を派遣しました。

また、大学間交流の活性化や大学の国際化等に資する短期留学を推進するために、大学間交流協定等に基づき、諸外国の大学から我が国の大学に受け入れる外国人留学生や諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援する

日本学生支援機構の奨学金制度として、平成21年度から「海外留学支援制度(協定受入型)」及び「海外留学支援制度(協定派遣型)」を設けています。この制度により、26年度には、8,862名の留学生を受け入れ、1万8,177名の日本人学生を派遣しました。

さらに、文部科学省では、外国政府等の奨学金により留学する日本人学生の募集・選考に協力しています。

海外留学の大半を占める私費留学については、日本学生支援機構を通じて、留学情報の収集・提供を行っています。また、平成27年度は、4都道府県において「海外留学説明会」を、東京都において「海外留学フェア」を開催するなど、留学希望者に対し必要な情報を提供しています。

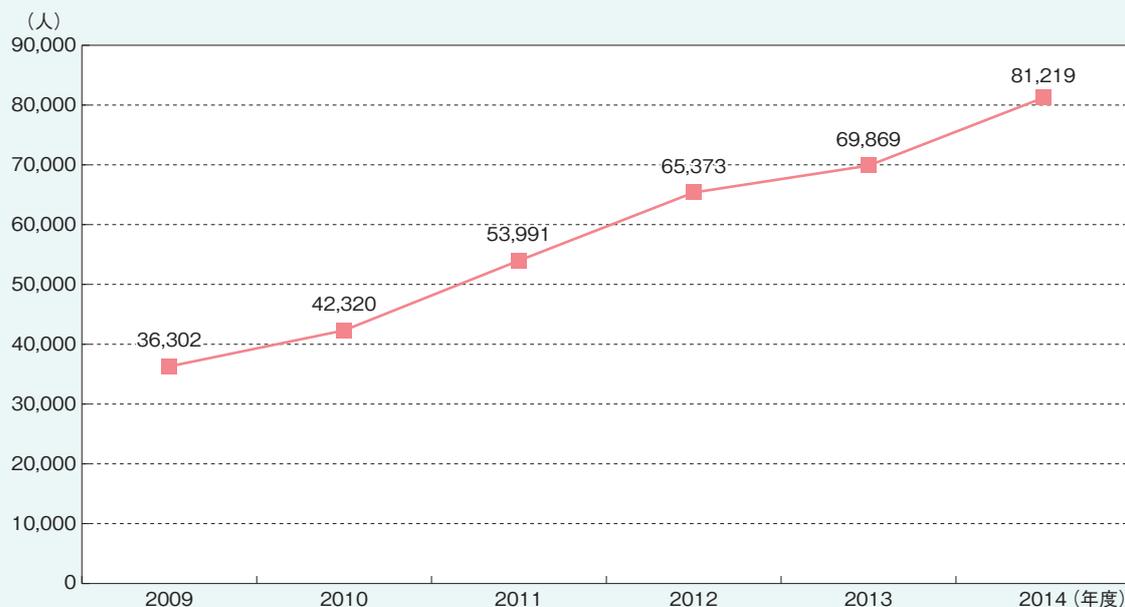
図表 2-10-4 日本人留学生数 (上位10か国, 地域) (2013年)

国・地域名	留学生数 (人)
アメリカ合衆国	19,334 (19,568)
中国	17,226 (21,126)
台湾	5,798 (3,097)
英国	3,071 (3,633)
オーストラリア	1,732 (1,855)
ドイツ	1,658 (1,955)
フランス	1,362 (1,661)
韓国	1,154 (1,107)
カナダ	837 (1,626)
ニュージーランド	729 (1,052)
その他	2,449 (3,458)
計	55,350 (60,138)

() は前年数 (外国人学生数)

(出典) アメリカ合衆国はIIE 「Open Doors」、中国は中国教育部、台湾は台湾教育部、その他はOECD 「Education at a Glance」による。

図表 2-10-5 大学等が把握している日本人学生の海外留学者数推移



(出典) 日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」

③官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」

平成26年度から、官民が協力した新たな仕組みとして、民間の協力を得た海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を開始し、海外留学に係る経済的負担の軽減を図るなど、社会全体で若者の海外留学を促進していきます。

「日本代表プログラム」では、平成26年度の第1期派遣留学生323人に引き続き、27年度は第2期派遣留学生として256人、第3期派遣留学生として362人を採用し、順次海外留学を開始しています。

また、平成27年度からは高校生を対象とした高校生コースと、地域の活性化に貢献し、地域に定着するグローバル人材の育成を目的とした地域人材コースを開始しました。高校生コースでは27年度は303人を採用、順次海外留学を開始しています。地域人材コースでは、27年度地域事業として11地域を採択しました。

(3) 高校生交流の現状と施策^{*4}

2 教員・青少年などの国際交流

(1) 教員等の国際交流

文部科学省では、毎年中国と韓国に教職員を派遣（約80名）するとともに、これらの国から教職員を我が国に招へい（約210名、いずれも平成27年度）しています。また、27年度から新たにタイから教職員を招へい（15名、27年度）しています。この教職員招へいプログラムでは、教育制度や教育事情、生活、文化等についての幅広い相互理解と友好親善を深める機会を提供するとともに、我が国の教職員との交流や家庭訪問も実施しています。

日本とアメリカとの間では、「日米教育交流計画」（フルブライト計画^{*5}）によって日米の研究者・大学院生・ジャーナリスト等の交流が行われています。また、文部科学省では、平成21年度から持続可能な開発のための教育（ESD）を共通のテーマとして日米の初等中等教育教員が相互交流、意見交換、共同研究などを行うことにより、日米の教育交流及び

^{*4} 参照：第2部第4章第3節 3

^{*5} 昭和26年に発足した日米間の交流計画で、日米両国の政府が経費を分担して運営し、日米教育委員会が実施している。

ESDの促進を図ることを目的とする「ESD日米教員交流プログラム」を実施しています。27年度においては、日米から計28名の教員がこのプログラムに参加しました。

(2) 青少年の国際交流

グローバル化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことは重要な課題です。

文部科学省では、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本招へいを行う「青少年国際交流推進事業」や青少年教育施設を中核として、東アジアを中心とした海外の青少年と日本の青少年が体験活動を通じて交流する「青少年教育施設を活用した国際交流事業」を実施しています。

このほか、国立青少年教育振興機構においても、青少年を対象とした独自の国際交流事業を実施しています。

また、平成27年夏には、ボーイスカウトの世界大会である「第23回世界スカウトジャンボリー」が山口県山口市きらら浜で開催されました。155の国と地域から参加した約3万4,000人の青少年が約2週間、キャンプをしながら共同生活を行うとともに、自然体験、スポーツ体験、文化体験等の様々な体験活動を通じて相互交流を深めました。



第23回世界スカウトジャンボリー
開会式の各国国旗入場の様子

(3) スポーツを通じた国際交流・協力の推進^{*6}

スポーツを通じた国際交流は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、我が国の国際的地位の向上を図る上でも極めて重要です。

このため、文部科学省では、公益財団法人日本体育協会が行うアジア地区とのスポーツ交流事業や公益財団法人日本オリンピック委員会が行う国際交流事業に対して支援を行っています。

また、国際スポーツ界に貢献するため、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際的な人材養成の中核拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする、「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組み、世界にオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていきます。

(4) 文化を通じた国際交流・協力の推進

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代のメディア芸術まで、我が国の多彩な文化を積極的に海外発信することが重要です。また、文化芸術や文化財等の各分野における国際文化交流・協力を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが重要です。

このため、文化庁では、芸術家・文化人などを諸外国に派遣する「文化交流使」事業や芸術家、文化財専門家等の派遣・招へい等の各種の人物交流事業を実施しています。また、日本映画の海外映画祭への出品等に対する支援をはじめとした、文化芸術にかかる国際的な催しの開催・参加の支援や国際交流・協力の推進を図るとともに、人類共通の財産である世界の文化遺産を保護するため、文化遺産保護国際貢献事業等の国際協力事業を推進しています。

*6 参照：第1部特集1第1節

3 国際機関等の国際的枠組みにおける取組

(1) 経済協力開発機構 (OECD)

OECDは、34か国を加盟国とし、様々な分野における政策調整・協力、意見交換などを行っています。教育分野に関しては、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、教育統計や指標の開発と分析、「生徒の学習到達度調査」(PISA)、成人が社会で必要とする総合的な力を測る「国際成人力調査」(PIAAC)、「国際教員指導環境調査」(TALIS)などの事業を実施しており、我が国も参加・協力しています。

また、OECDでは、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しています。文部科学省では、2015(平成27)年12月に開催した第18回OECD/Japanセミナー(「Education2030:21世紀コンピテンシー」)において本テーマを取り上げたほか、本事業の運営主体であるインフォーマル・ワーキング・グループ(非公式作業部会)を同時に主催するなど、本事業に積極的に貢献しています。



第18回OECD/Japanセミナー(全体会議の様子)

(2) アジア・太平洋経済協力 (APEC)

アジア・太平洋経済協力(APEC)は、アジア太平洋地域の21か国・地域が参加する経済協力の枠組みです。貿易・投資の自由化などの経済問題とともに、教育を含む人材養成の分野にも積極的に取り組んでいます。こうした取組の一つとして、タイとの共同事業を実施し、日本における授業研究の取組の紹介や算数・数学教育における教材開発に関する研究を行い、APEC域内への普及を図っています。

また、高等教育分野においては、越境教育協力推進のため、アメリカの提案によって域内の留学生数を2020年までに100万人とする目標値を設定し、奨学金事業等を展開しています。なお、2016(平成28)年10月には、ペルーのリマにて第6回APEC教育大臣会合の開催が予定されています。

(3) 国連大学

国連大学は、東京に本部を置く国連機関で、2015(平成27)年に創設40周年を迎えました。国内には本部のほかに「サステイナビリティ高等研究所」があります。国連大学では、グローバル人材開発、自然資本と生物多様性等の国連における重要課題に係る広範な課題の解決に向けて、研究活動を行うほか、大学院プログラムを開設し、学生を受け入れています。日本は、国連大学本部施設の提供や国連大学基金への拠出とともに、毎年、事業費などを拠出しています。

(4) 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPO^{*7}は、知的財産権の国際的保護の促進などを目的として1970(昭和45)年に設立された国連の専門機関です。WIPOは、国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整

*7 参照：第2部第9章第10節 5

備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供などを行っています。

日本はWIPOに対して毎年、信託基金を拠出し、アジア・太平洋地域の各国の著作権法制度の整備や普及・啓発を促進しています。また、WIPOに職員を派遣し、協力・連携して各種セミナー、研修、専門家派遣等を実施しています。

4 国際教育協力の推進

(1) 国際教育協力の推進に向けた動き

2015（平成27）年9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*8}」が採択されたことを受け、教育目標「ゴール4」（SDGs4）達成のためのガイドラインとなる「教育2030行動枠組み」が、ユネスコ、加盟国政府、NGO等により同年11月のハイレベル会合にて採択されました。我が国においても、同年9月に「平和と成長のための学びの戦略」を策定しており、本戦略に沿って、万人のための質の高い教育の実現と持続可能な開発の推進、国づくりと成長の基礎である人材育成を進め、2030年までの新たな目標達成に向けて、教育協力をより一層強化していくこととしています。今後の教育には、教育へのアクセスのみならず、質の確保が重要な課題であり、「教育2030行動枠組み」に持続可能な開発のための教育（ESD）が明記されたことを重視しています。

(2) 国際教育協力における取組

近年、開発途上国では、高い技術力を持った人材の育成は、産業の振興をもたらし、ひいては国の発展につながるという意識が高まっています。特に、実験・研究を重視した少人数の日本式工学教育は、高く評価されています。

こうしたことを背景に、様々な国々から日本の協力を得て自国に工学系の高等教育機関を設置する要望が寄せられています。文部科学省では、国際協力機構（JICA）が、日本の大学等の協力を得て、高等教育機関の能力を強化する事業を実施する場合に、これらの事業を支援しています。

2010（平成22）年には、「エジプト日本科学技術大学」（E-JUST）が、2011（平成23）年には「マレーシア日本国際工科院」（MJIIT）が開校し、今後もベトナムやトルコでの大学設立構想に協力していきます。

(3) 東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）との連携強化

文部科学省では、東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）に対して、平成27年度はSEAMEOの6センターが実施する教員研修等に講師として6名の専門家を派遣するなど連携強化を図っています。

また、東南アジア教育大臣機構・高等教育開発センター（SEAMEO-RIHED）のAIMS（ASEAN International Mobility of Students：ASEAN統合に向けて政府主導で実施している学生交流プログラム）にも参加しており、このプログラムを通じて日本の11大学と東南アジアの21大学が協力する七つのプログラムが文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に採択されています。

さらに、SEAMEO加盟国内における持続可能な開発のための教育（ESD）を促進するため、ESDに関する顕著な取組を行っている東南アジアの小・中・高等学校を顕彰する

^{*8} 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）：2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題（例：保健、教育）や新たに顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応するため、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を策定。そのうち「教育」に特化した目標として、「ゴール4」が定められている。

「SEAMEO-Japan ESD Award」を実施しています。これまで東南アジアの11か国349校が応募し、毎年最優秀賞等3校が表彰されています。

(4) 現職教員による日本の教育経験を生かした協力の促進

教員の国際協力への参加促進を目的として、平成13年度に青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設され、20年度には、同制度が「日系社会青年ボランティア」にも拡大されました。

子供に密着した実践的な能力や経験を身に付けた日本の教員は、教育経験を生かした国際教育協力を進めていく上で貴重な人材になります。現職教員には、開発途上国等における厳しい環境の下で国際教育協力に従事することにより、問題への対処能力や指導力などの資質能力の一層の向上や、帰国後、国際理解教育の実践などを通じて、日本の教育現場に教員自身の貴重な経験を還元することなども期待されます。過去14年間で1,000名を超える国公私立学校の教員が世界各地の開発途上国等に派遣され、現地で活躍してきました。

第2節

科学技術外交の推進

1 科学技術外交の意義

近年のグローバル化の進行や、中国やインド・ASEAN等の新興国の台頭による世界の多極化、環境・エネルギー、食料、水、防災、感染症などの地球規模課題の顕在化など、世界を取り巻く諸情勢は大きく変動しています。また、世界的な頭脳循環が加速し、国際的な頭脳獲得競争がますます激しくなっています。こうした状況において、我が国は国際的な協調の下で、より一層科学技術の推進によって諸問題を解決し、新しい知の創出を図るとともに、世界における我が国の国際的存在感を高めることが求められています。

先進国との国際科学技術協力においては、我が国の科学技術水準の向上に資するとともに、地球規模課題の解決につながる技術の開発等によって、我が国の持続的な成長・発展を促すことが期待されています。また、新興国や開発途上国との協力においては、今後著しい発展が見込まれるアジア諸国との協力の強化を科学技術面で先導するとともに、各国で顕在化している地球規模課題の解決や相手国の人材育成、相手国・我が国の科学技術の発展による緊密な科学技術コミュニティの構築が期待されています。

現在、我が国の研究者の海外派遣総数は増加傾向にあります。外国人研究者の受入れ総数は、平成21年度から23年度にかけて東日本大震災等の影響により減少したものの、その後、回復傾向が見られます。我が国の科学技術コミュニティが世界の人材流動の動きから取り残されないよう、我が国の頭脳循環の流れを活性化させ、我が国の大学等研究機関を世界のトップクラスの研究ネットワークの中核に位置付けることが必要です。研究者が海外の先端研究に参画することで、研究能力を高めるとともに、国際研究ネットワークに入り込み、その核として活躍することができる力を身に付けることが期待されます。また、優秀な外国人研究者の受入れを進めることによって、新たなイノベーションの創出や我が国の受入れ機関の国際化の促進、将来の我が国とのネットワークの構築が見込まれます。

文部科学省では、地球規模課題の解決への貢献、先端科学技術分野における戦略的な国際協力の推進による多様で重層的な協力の推進や、国際的な人材・研究ネットワークの強化などに取り組み、科学技術の国際活動を戦略的に推進しています。

2 科学技術外交を推進するための国の取組

(1) 分野や相手国に応じた多様で重層的な科学技術協力

我が国は、現在、世界47か国・機関と科学技術協力協定等を結んでいます。これらの国・機関とは、合同委員会の開催等を通じて互いの協力を深めています。文部科学省では、先進国から開発途上国までの多層的な国際ネットワークを発展させていくため、相手国・機関の特性や分野の特性に応じて多様で重層的な協力を推進しています。

① アジア諸国との協力

近年著しい成長を続けるアジア諸国との協力関係を強化するため、以下に挙げる国際的枠組みを通じて協力を進めています。

(ア) e-ASIA 共同研究プログラム

文部科学省では、科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）を通じ、アジア地域の研究開発力を強化するとともに、共通課題の解決を目指して3か国以上の多国間共同研究を行う「e-ASIA 共同研究プログラム」を実施しています。同プログラムでは、「機能性材料」、「バイオエネルギー」、「防災」、「交通」、「ヘルスリサーチ（感染症、が

ん)」の5領域に関する共同研究が進められています。

(イ) 東南アジア諸国連合（ASEAN）との協力

東南アジア諸国連合（ASEAN）との科学技術協力は、科学技術委員会（COST）を通じて行っています。現在、ASEANに日本・中国・韓国の3か国を加えたASEAN COST+3による協力が行われており、我が国では文部科学省を中心に対応しています。2015（平成27）年1月には、第8回ASEAN COST+3会合が東京で開催され、ASEANと日中韓の協力に関する意見交換が行われました。また、我が国とASEAN COSTとの間の協力枠組みとして、2009（平成21）年に日・ASEAN科学技術協力委員会（AJCCST）が発足し、2015（平成27）年1月に第6回日・ASEAN科学技術協力委員会が東京で開催されました。

(ウ) インド等の新興国での協力

インドとの間においては、日印の科学技術協力を一層推進し、最先端の分野における協力を促進するため、2015（平成27）年12月にデリーで開催された、日本貿易振興機構（JETRO）が主催する日本・インド・イノベーション・セミナー等で、これまでの協力状況及び今後の協力拡大について意見交換が行われました。

(エ) 「センチネルアジア」プロジェクト

衛星画像等の災害関連情報をインターネット上で共有することを目的として、2005（平成17）年に第12回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF-12）において我が国が提案し、2006（平成18）年2月から開始された国際協力プロジェクトです。人工衛星は、地上の被害に影響を受けず広域の画像取得が可能であることなどから、大規模自然災害の状況把握に有効な手段です。このプロジェクトは、2016（平成28）年2月現在で、25か国・地域の85機関及び15国際組織の協力の下で行われています。

(オ) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）

アジア諸国との原子力分野の協力を効果的に推進するため、日本が主導するもので、各国の原子力研究開発利用を担当する大臣クラスの参加者が意見交換を毎年行っています。また、放射線治療や核セキュリティ・保障措置、人材養成等の分野ごとに開催されるワークショップなどで意見交換や情報交換が行われています。

② アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力

我が国は、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を通じて、アジア、アフリカ及び中南米等の開発途上国との科学技術協力を進めています。これらの国々のニーズを踏まえ、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野における地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進しています。具体的には、文部科学省・科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）、外務省・国際協力機構（JICA）が連携して、我が国の先進的な科学技術とODAを組み合わせる形で本プログラムを実施しています。平成20



地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）
「サンゴ礁島嶼系における気候変動による危機とその対策」
提供：科学技術振興機構（JST）

年度から27年度までに、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野において、43か国にて101件（地域別ではアジア54件、アフリカ26件等）を採択しています。

なお、2015（平成27）年5月に東京で開催されたグローバル・リサーチ・カウンシル（GRC）において、安倍総理大臣がアフリカでの「顧みられない熱帯病（NTDs）」に焦点を

当てた国際共同研究を新たに開始することを表明したことを踏まえ、日本医療研究開発機構は「アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究」を創設し、3課題が採択されました。

③二国間・多国間の科学技術・学術協力

欧米を中心とした先進国や成長著しい新興国との幅広い科学技術協力を進めることによって、科学技術イノベーションの創出に貢献することが求められています。我が国では、二国間及び多国間の科学技術・学術協力を進めています。

(ア) 二国間の科学技術・学術協力

科学技術振興機構（JST）では、イコールパートナーシップ（対等な協力関係）の下で、戦略的に重要なものとして国が設定した協力対象国・地域及び研究分野における共同研究を支援する「国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）」や研究交流を支援する「戦略的国際科学技術協力推進事業」を実施しています。平成27年度から、「国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）」の「国際共同研究拠点」によりASEANをはじめとする新興国等と我が国の「顔の見える」持続的な研究協力を進めています。さらに、日本学術振興会（JSPS）では、研究者の自由な発想に基づく共同研究・セミナー及び研究者交流を支援する二国間交流事業を実施し、二国間の学術協力を推進しています。

(イ) 多国間の科学技術・学術協力

日本学術振興会（JSPS）では、各国学術振興機関と連携して国際共同研究事業を実施しています。さらに、多国間交流ネットワークの構築及び強化を図るため、我が国と世界各国の研究機関との協力関係に基づく共同研究・セミナー等の活動を支援する「研究拠点形成事業」を実施し、多国間における学術協力を推進しています。また、2011（平成23）年1月から2014（平成26）年12月まで、我が国は、日本・EU相互の具体的な科学技術政策について情報交換及びネットワークの構築を目指す、EUのFP7^{*9}における国際協力プロジェクトであるCONCERT-Japan^{*10}に参加しました。平成27年度からはプロジェクトの参加国が後継となるEIG-CONCERT-Japan^{*11}を設立し、引き続き共同公募を実施しています。

(ウ) 先進国との多国間の科学技術協力

(i) 経済開発協力機構（OECD）

OECDでは、閣僚理事会、科学技術政策委員会（CSTP）、情報・コンピュータ及び通信政策委員会（ICCP）、産業・イノベーション・起業委員会（CIIE）、農業委員会（AGR）、環境政策委員会（EPOC）、原子力機関（NEA）、国際エネルギー機関（IEA）等を通じて、加盟国間の意見・経験等及び情報の交換、人材の交流、統計資料等の作成をはじめとした科学技術に関する活動が行われています。2015（平成27）年にはテジョン（韓国）にてCSTP閣僚級会合が11年ぶりに開催され、各国閣僚等が地球規模課題の解決に向けた科学技術協力の推進等について議論し、成果文書として「テジョン宣言」が採択されました。

(ii) ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（HFSP）における協力

HFSPは、1987（昭和62）年6月のベネチア・サミットにおいて我が国が提唱した国際的な研究助成プログラムで、生体の持つ複雑な機能の解明のための基礎的な国際協同研究などを推進することを目的としています。日本・アメリカ・フランス・ドイツ・

^{*9} FP7：EUの研究助成プログラムの名称（FP7：Framework Programme 7。2007（平成19）年～2013（平成25）年の7年間で、総額500億ユーロを超える研究・イノベーション投資を実施）

^{*10} CONCERT-Japan：Connecting and Coordinating European Research and Technology Development with Japan

^{*11} EIG-CONCERT-Japan：FP7終了後、日本及び日本との協力に関心を持つ欧州諸国の研究支援機関が、共同公募を実施するフレームワーク。European Interest Group Connecting and Coordinating European Research and Technology Development with Japanの略。

EU・イギリス・スイス・カナダ・イタリア・オーストラリア・韓国・ニュージーランド・インド・ノルウェー・シンガポールの計15か国（極）で運営されており，我が国は本プログラム創設以来，積極的な支援を行っています。本プログラムでは，国際協同研究チームへの研究費助成，若手研究者が国外で研究を行うための旅費・滞在費等の助成及び受賞者会合の開催等が実施されています。平成27年度までに本プログラムの研究助成を受けた者の中から，26名のノーベル賞受賞者が輩出されるなど，本プログラムは高く評価されています。

④大規模な国際協力プロジェクトへの参画

技術の発展，研究の大規模化に伴い，先端分野での大規模な国際プロジェクトが増えており，我が国としても各国と協力し，積極的に取り組んでいます。

(ア) ITER（国際熱核融合実験炉）計画等

エネルギー資源の乏しい我が国にとって，将来のエネルギーの安定的な供給確保は重要な課題です。ITER計画は，人類究極のエネルギーである核融合エネルギーの実現を目指して，日本・EU・アメリカ・ロシア・中国・韓国・インドの7か国（極）により進められている国際約束に基づくプロジェクトです。我が国はITERの建設に当たり，超伝導コイル，遠隔保守機器，加熱装置等の重要機器の製作を担うなど，主導的役割を担っています。また，ITER計画を補完・支援する先進的研究開発プロジェクトである幅広いアプローチ（BA）活動^{*12}を日欧協力により，我が国で実施しています。

(イ) 国際宇宙ステーション（ISS）計画

ISS計画は，日本・アメリカ・欧州・カナダ・ロシアの5極（15か国）共同の国際協力プロジェクトです。我が国は，2008（平成20）年から運用が開始された「きぼう」日本実験棟及び2015（平成27）年までに5回の物資補給を行っている宇宙ステーション補給機「こうのとり」（H-II Transfer Vehicle：HTV^{*13}）を開発・運用することで本計画に参加しています。2015（平成27）年7月からおよそ5か月間の長期滞在を行った油井亀美也宇宙飛行士は，同年8月に，NASAからISSとの交信を担当した若田光一宇宙飛行士，宇宙航空研究開発機構（JAXA）筑波宇宙センターの地上管制官と共に，「こうのとり」5号機のISSへのドッキングを日本人として初めて担当し，成功させました。



国際宇宙ステーション（2010（平成22）年5月撮影）
提供：米国航空宇宙局（NASA）

また，油井宇宙飛行士は，長期滞在中，暗黒物質（ダークマター）の謎の解明に挑戦する高エネルギー電子・ガンマ線の観測装置や，セラミックス等の高融点材料を浮かせて物性データを計測する静電浮遊炉の設置，超小型衛星の放出，ライフサイエンスや宇宙医学の実験など様々な活動を行いました。2015（平成27）年12月には，ISSに係る新たな日米協力の枠組みを構築し，我が国の2024（平成36）年までのISS運用延長への参加を決定しました。このように，我が国はISS計画において主要な役割を果たしながら，多くの成果が生まれるよう積極的に取り組んでいます。

また，油井宇宙飛行士は，長期滞在中，暗黒物質（ダークマター）の謎の解明に挑戦する高エネルギー電子・ガンマ線の観測装置や，セラミックス等の高融点材料を浮かせて物性データを計測する静電浮遊炉の設置，超小型衛星の放出，ライフサイエンスや宇宙医学の実験など様々な活動を行いました。2015（平成27）年12月には，ISSに係る新たな日米協力の枠組みを構築し，我が国の2024（平成36）年までのISS運用延長への参加を決定しました。このように，我が国はISS計画において主要な役割を果たしながら，多くの成果が生まれるよう積極的に取り組んでいます。

(ウ) 国際深海科学掘削計画（IODP）

深海底を掘削し，地球環境変動，地殻内部構造，地殻内生命圏等の解明を目的として，日

*12 参照：第2部第7章第3節 ①（1）①

*13 参照：第2部第7章第4節

米欧主導の下、世界26か国が参加する多国間国際協力プロジェクトで、統合国際深海掘削計画（前IODP（2003年から2013年））を引き継いで、2013（平成25）年10月から開始しています。我が国が提供し、科学掘削船としては世界最高レベルの性能を有する地球深部探査船「ちきゅう」及びアメリカが提供する掘削船を主力掘削船とし、欧州が提供する特定任務掘削船を加えた複数の掘削船を用いて世界各地の深海底を掘削しています。



地球深部探査船「ちきゅう」

（エ）大型ハドロン^{*14}衝突型加速器（LHC）計画

LHC計画は、欧州合同原子核研究機関（CERN）において、周長27kmにも及ぶ巨大な円形加速器を用いて陽子を2方向からほぼ光速まで加速し、それらの陽子同士が衝突する際に生じる膨大なエネルギー領域において宇宙創成時（ビッグバン直後）の状態を再現し、未知の粒子の発見等を通じて、宇宙創成の謎や物質の究極の内部構造等を探索するプロジェクトです。我が国は、学術的な意義に加え国内の先進技術分野の発展が期待できることから、加速器建設に資金拠出を行うなどLHC計画の推進に貢献しており、2008（平成20）年に実験が開始されました。2014（平成26）年には高度化のための改修工事が完了し、現在、世界最高のエネルギー領域において実験研究が行われています。我が国からは、LHCで行われる複数の実験に約200名の研究者等が参画しています。



大型ハドロン衝突型加速器（LHC）の一部

（オ）国際リニアコライダー（ILC）計画

「ヒッグス粒子」の性質をより詳細に解明すること等を目指して、国際的な研究者のグループが、線形加速器「国際リニアコライダー（ILC）」を構想しており、2013（平成25）年6月に設計報告書が公表されました。文部科学省は、平成25年9月に出された日本学会会議の提言を受けて、26年5月から外部有識者による会議を開催し、27年6月にこれまでの議論の取りまとめを行いました。その後、ILCの建設及び運転等に必要となる人材の確保・育成方策について新たな部会を設置して議論を進めるなど、引き続きILC計画に係る諸課題の検討を行っています。

（カ）国際科学技術センター（ISTC）

ISTCは、旧ソビエト連邦諸国における大量破壊兵器開発に従事していた研究者に対して平和活動に従事する機会を与えること、同諸国の市場経済への移行を支援することを目的として、1994（平成6）年3月に日本・アメリカ・EU・ロシアの4か国（極）によって設立された国際機関です。2014（平成26）年現在、承認プロジェクトの資金支援決定総額は約8億8,400万ドル、従事したロシア及びアルメニア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの被支援国の研究者数は延べ7万5,000人以上となりました。

2015（平成27）年7月にロシアが脱退したことに伴い、モスクワにあったISTCの本部は

*14 ハドロン：物質を構成している最小の単位である粒子の一種、クォークによって構成される複合粒子（陽子や中性子など）の総称。

カザフスタンのアスタナに移転しました。同年12月には、「ISTCを継続する協定」に我が国のほか、EU及び欧州原子力共同体、ジョージア、ノルウェー、キルギス、アルメニア、カザフスタン、韓国、タジキスタン、米国が署名しました。

(2) 国際的な人材・研究ネットワークの強化

①国際的な頭脳循環の推進

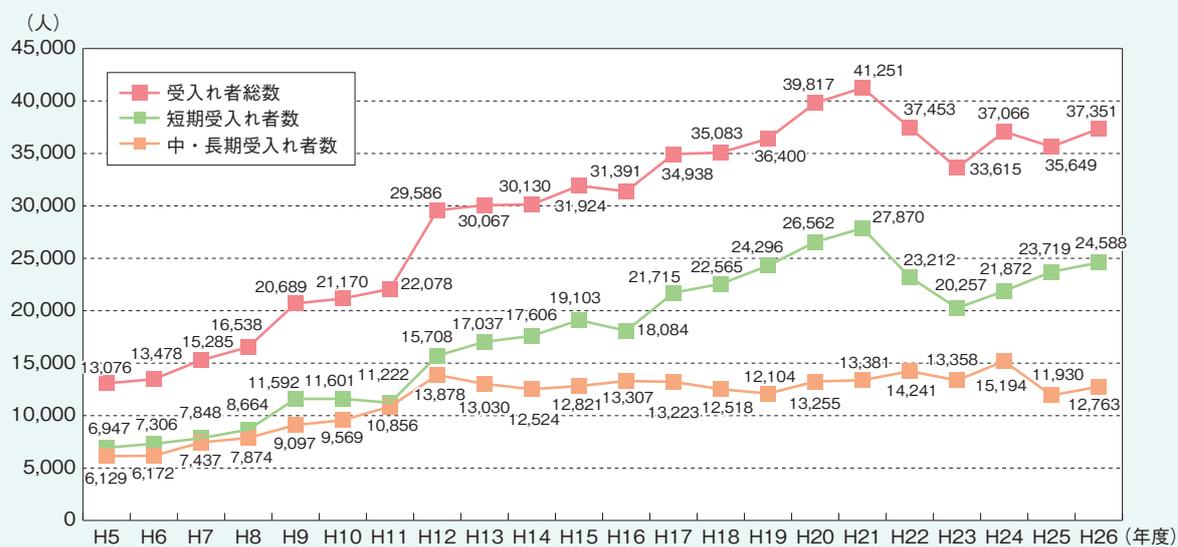
文部科学省では、我が国の高い潜在能力を持った研究グループが特定の研究領域で研究ネットワークを戦略的に形成するため、海外のトップクラスの研究機関と若手研究者派遣・受入れを行う大学等研究機関を重点的に支援する「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」を実施しています。

②外国からの研究者の受入れの推進

我が国における外国人研究者の受入れ状況について、短期受入れ研究者数は、平成21年度から23年度にかけて東日本大震災等の影響により減少したものの、その後、回復傾向が見られます。一方、中・長期受入れ研究者数は、12年度以降、おおむね1万2,000人から1万5,000人の水準で推移しています(図表2-10-6)。

日本学術振興会(JSPS)では、優秀な外国人研究者を我が国に招へいし、我が国全体の学術研究の推進及び国際化の進展を図るため、「外国人特別研究員」をはじめとして、研究者のキャリアステージや招へい目的に応じた「外国人研究者招へい事業」など、多様なプログラムを実施しています。また、この招へい事業経験者等の組織化を図るとともに、再来日の機会の提供などによる、我が国と諸外国の研究者ネットワークの形成・強化を図っています。

図表 2-10-6 海外からの受入れ研究者数(総数/短期/中・長期)

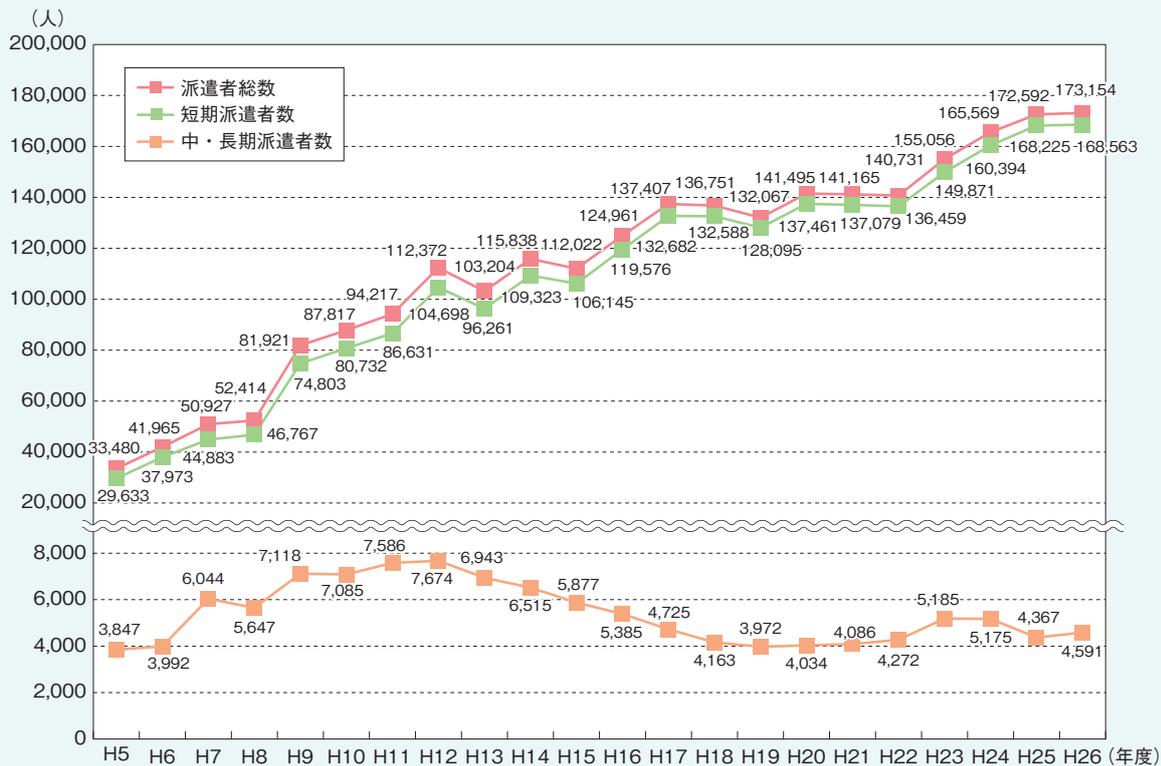


(出典) 文部科学省「国際研究交流状況調査」

③日本の研究者等の海外派遣の推進

我が国の大学、独立行政法人等の研究者の海外派遣状況について、短期派遣研究者数は、調査開始以降、増加傾向が見られます。中・長期派遣研究者数は、平成12年度から19年度までは減少傾向が見られたものの、20年度以降はおおむね4,000から5,000人の水準で推移しています(図表2-10-7)。

図表 2-10-7 海外への派遣研究者数（総数/短期/中・長期）



(出典) 文部科学省「国際研究交流状況調査」

我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、日本学術振興会（JSPS）では、優れた若手研究者が海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念することができるよう支援する「海外特別研究員事業」を実施しています。

④ 諸外国との若手人材交流

科学技術振興機構（JST）は、海外の優秀な人材の獲得につなげるため、アジアの15の国・地域から青少年（40才以下の高校生，大学生，大学院生，研究者等）を短期間（1から3週間程度）招へいする日本・アジア青少年サイエンス交流事業を実施しています。

⑤ 諸外国の学術振興機関との協力

2015（平成27）年5月，東京において日本学術振興会と南アフリカ国立研究財団（NRF）の共同主催により，世界各国の主要な学術振興機関の長による国際会議であるグローバルリサーチカウンシル（GRC）の第4回年次会合が開催されました。同会合では，47か国52機関4国際機関の学術振興機関の長等の出席の下，研究支援を取り巻く課題と学術振興機関が果たしていくべき役割が議論され，「科学上のブレークスルーの支援のための原則に関する宣言」及び「研究・教育の能力構築に関するGRCのアプローチ」の二つの文書が採択されました。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関） 事業への参加・協力

国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献することを目的とする国際連合の専門機関であり、現在195か国が加盟しています。我が国におけるユネスコ活動については、日本ユネスコ国内委員会が助言、企画、連絡及び調査に当たっています。

1 教育における取組

（1）ESDに関する国際的な動き

ユネスコが取り組んでいる主要な課題の一つに、持続可能な社会の担い手を育む教育である「持続可能な開発のための教育（ESD）」があります。

国際的な動きとしては、「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の最終年である平成26年11月に、ユネスコと日本政府の共催により愛知県名古屋市及び岡山市で「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催されました。世界会議では、「あいち・なごや宣言」が採択されるとともに、UNDESDの後継プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始が正式に発表されました。また、2015（平成27）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、ESD等を通じた持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得の保証が、教育に関わる開発目標である「ゴール4」（SDGs4）に掲げられており、国際アジェンダにおいてもESDの更なる推進が求められています。

さらに、2015（平成27）年11月のユネスコ総会の際には、日本政府の財政支援により創設された「ユネスコ/日本ESD賞」の表彰式が行われ、馳文部科学大臣が出席しました。この賞は、GAPが実施される5年間に、ユネスコが全世界の中でESDに関する優れた取組を表彰するもので、第1回は、グアテマラ・エルサルバドル、インドネシア、ドイツからの3団体が受賞しました。

（2）ESDに関する国内における取組

ESDの推進は我が国の第2期教育振興基本計画にも記されており、文部科学省と日本ユネスコ国内委員会では、ESDの普及促進に向けて様々な取組を実施しています。

平成27年8月には、日本ユネスコ国内委員会ESD特別分科会において、報告書「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」を取りまとめました。本報告書では、「国連ESDの10年」の成果を振り返り、それぞれの分野の課題を整理した上で、今後の推進方策について、①ESDを広めるための取組、②ESDを深める（実践力を高める）ための取組、③国際的にESDを推進するための取組に分類して提案しています。本報告書の提案を受けて、28年3月に、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、「ESD推進の手引（初版）」を作成しました。

また、平成28年3月には、我が国におけるESDをより一層推進していくため、ESD関係省庁連絡会議において、ESD国内実施計画を策定しました。本実施計画には、GAPが定める五つの優先行動分野に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載しています。

文部科学省では、ユネスコ活動に関係のある機関等の活動の強化を通じて、ESDをはじめとしたユネスコ活動の普及と理解の促進を図る「日本/ユネスコパートナーシップ事業」（平成27年度採択件数：7件）により、若者のESD活動への参加促進とネットワーク構築の

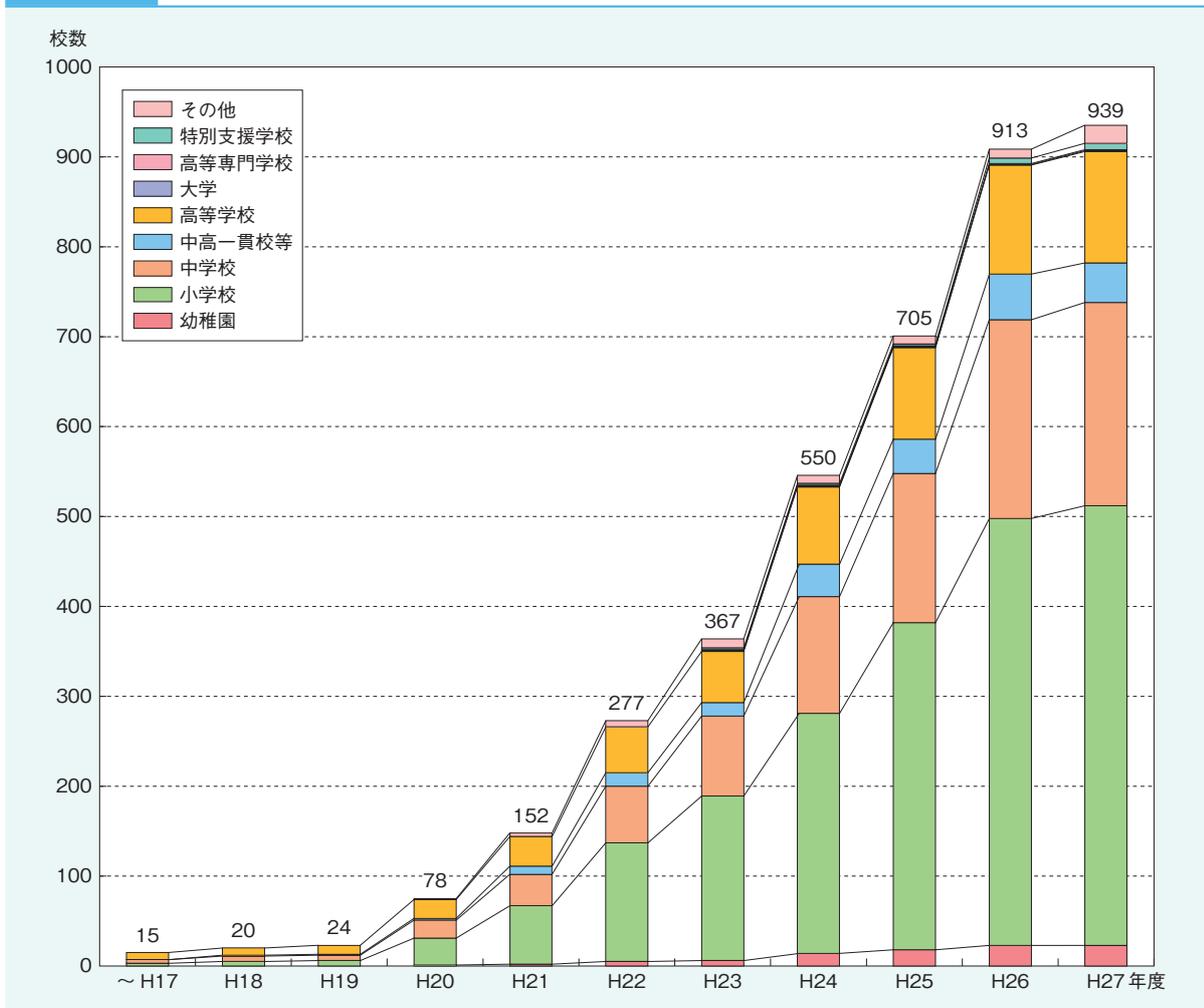
ためのユース・フォーラムや、ユネスコスクール*¹⁵全国大会等を開催しました。今後は、ユース・フォーラム等を引き続き実施するとともに、「ESD推進の手引」を活用した研修を実施したり、これまでユネスコスクール間の相互交流促進やESDの普及発展を目的として実施してきたユネスコスクール全国大会について、参加者間のより活発な議論が展開される参加型の研修の場となるよう工夫を図りながら、開催することとしています。

このほか、教育委員会・大学等が、企業等の協力を得つつ、ESDの推進拠点であるユネスコスクールと共にコンソーシアムを形成し、国内外のユネスコスクール間の交流を促進する「グローバル人材の育成に向けたESDの推進（ESDコンソーシアム事業）」を実施しました（平成27年度採択件数：10件）。今後も、ユネスコスクールの拡充に取り組むとともに、ESDに取り組む学校の活動に対する支援や、ESDコンソーシアム事業の拡充を図ることとしています（図表2-10-8）。

(3) 信託基金

ESDの推進のほか、教育分野においては、平成27年11月に採択された「教育2030行動枠組み」に沿い、識字率の改善や教育の質の向上の推進などについて、ユネスコに拠出している信託基金を通じて、ユネスコと連携して事業を実施しています。

図表 2-10-8 ユネスコスクール加盟校の推移



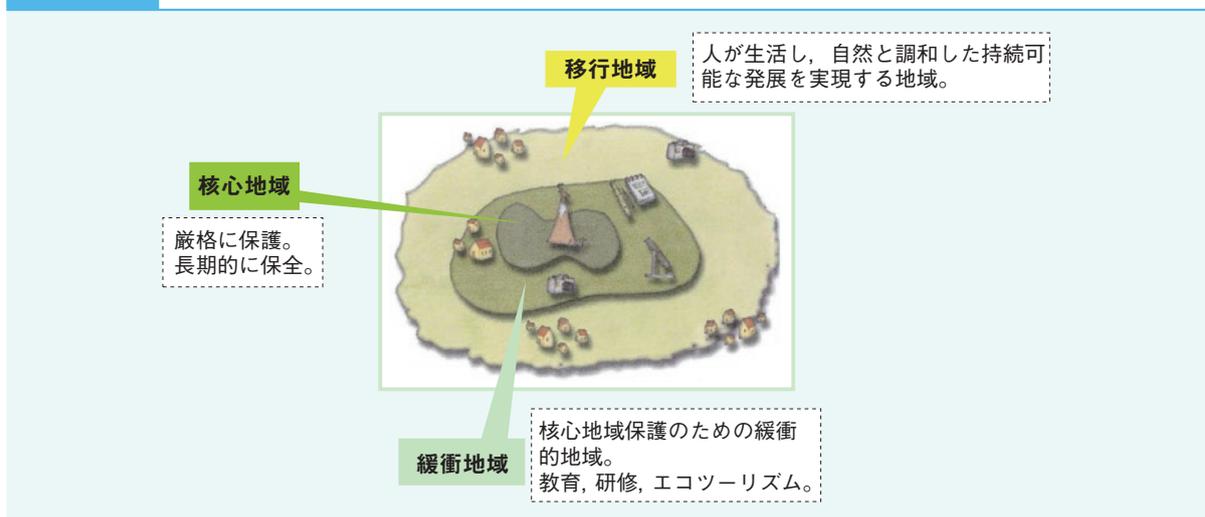
*¹⁵ ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」が始まった平成17年に19校であった日本国内の加盟校数は、27年5月時点で939校となり、1か国当たりの加盟校数としては、世界最大となっている。

2 科学における取組

科学分野では、政府間海洋学委員会（IOC：Intergovernmental Oceanographic Commission）や国際水文学計画（IHP：International Hydrological Programme）及び人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画をはじめとする持続可能な開発のための国際科学プログラム、生物多様性の保全、学術研究支援などのユネスコの諸活動に積極的に参加・協力しています。

MAB計画の分野では、本事業の枠組みに基づいて国際的に認定された地域である「ユネスコエコパーク」の推進を行っており、我が国では7か所（図表2-10-9、2-10-10）登録されています。ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会との共生）を目指す取組であるという観点から、自然と人との関わりを学ぶESDの実践の場としての活用等が期待されています。さらに、文部科学省と日本ユネスコ国内委員会では、地元の地方公共団体や関係府省等と連携して、ユネスコエコパークを活用する各地域の取組を支援しています。

図表 2-10-9 ユネスコエコパークの三つの地域（ゾーニング）



図表 2-10-10 国内のユネスコエコパーク



また、2015（平成27）年11月の第38回ユネスコ総会において、これまでユネスコの支援のもとに「世界ジオパークネットワーク」（フランスのNGO）が審査、認定業務を実施してきた「世界ジオパーク」を、「ユネスコ世界ジオパーク」としてユネスコの正式事業とすることが決定されました。ユネスコ世界ジオパークは、地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間との関わりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的とした事業であり、我が国においては8地域（洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳）が、認定されています。今回の正式事業化によって、我が国におけるユネスコ世界ジオパークの推進や、ジオパークを活用した地域振興のより一層の活性化が期待されます。

加えて、我が国からユネスコに提案した「サステナビリティ・サイエンスの推進」は、各国からの積極的な賛同を得て、ユネスコの2014-2021年中期戦略及び2014-2017年事業・予算の中で明確に位置付けられています。

3 文化における取組

文化分野では、世界の重要な記録物の保存等を目的とした事業である「世界の記憶」について、日本ユネスコ国内委員会が、我が国からの平成28年申請物件選定のため国内公募を実施し、27年9月に、「上野三碑^{こうずけさんび}」及び「杉原リスト-1940年、杉原千畝^{すぎはらちうね}が避難民救済のため人道主義・博愛精神に基づき大量発給した日本通過ビザ発表の記録」を選定しました。

また、我が国から申請していた「舞鶴への生還 1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」及び「東寺百合文書」の2件については、平成27年10月に「世界の記憶」への登録が決定しました。これにより、我が国からの登録物件が5件（上記新規登録2件のほか、「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」、「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」（スペインとの共同推薦））となりました。重要な記録物の保存は、国内においても関心が高くなっています。

一方、平成27年10月、中国の関係機関によって申請された「南京事件」に関する文書についても、「世界の記憶」への登録が認められました。本申請案件は、日中間で見解の相違が明らかであるにもかかわらず、中国の一方的な主張に基づき申請・登録がなされたものであり、日本政府として極めて遺憾である旨表明しました。

このことを受け、2015（平成27）年11月の第38回ユネスコ総会に馳文部科学大臣が出席し、「世界の記憶」事業の在り方について、ガバナンスや透明性の向上を含む改善を早急に実現するよう、加盟国に呼びかけるとともに、ボコバ・ユネスコ事務局長との協議において、日本とユネスコが透明性の向上など制度改善の必要性について問題意識を共有すると



舞鶴への生還 白樺日誌
舞鶴引揚記念館提供



東寺百合文書 前田綱紀寄進の桐箱（シ函）と文書
京都府立総合資料館提供

もに、ユネスコ事務局が見直しに向けて検討に着手したことを確認しました。

また、ユネスコ・クリエイティブ・シティズ（創造都市）・ネットワーク事業は、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7分野において、都市間で相互に連携し、国内外のネットワークを通じて文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図る取組です。平成27年12月には、新たに兵庫県篠山市がクラフト&フォークアート分野での加盟が認定されました。今回の登録により、我が国における加盟都市は計7都市（静岡県浜松市（音楽）、石川県金沢市及び兵庫県篠山市（クラフト&フォークアート）、愛知県名古屋市及び兵庫県神戸市（デザイン）、北海道札幌市（メディアアート）、山形県鶴岡市（食文化））となりました。これらの加盟都市においては、都市間のネットワークを活用した積極的な文化事業の国際展開が期待されます。

これらのほかにも我が国では、ユネスコの目的を実現していくため、国・地方公共団体・民間がそれぞれ協力して、あるいは独自に活発な活動を行っています（図表2-10-11）。

図表 2-10-11 我が国が協力しているユネスコの主な事業

分野	参加・協力の状況
教 育	○持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development, ESD）事業への協力 ○万人のための教育（Education for All, EFA）事業への協力
科 学	○持続可能な開発のための科学振興事業などへの参加・協力（政府間海洋学委員会（IOC）、国際水文学計画（IHP）、人間と生物圏（MAB）計画、ユネスコ世界ジオパーク等） ○サステナビリティ・サイエンスへの協力・推進
文 化	○有形及び無形の文化遺産保護事業への参加・協力 ^{*16} 「世界の記憶」事業への参加 ○ユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワーク事業への参加
普 及	○地域におけるユネスコ活動の振興 ○民間ユネスコ活動に対する助成
そ の 他	○ユネスコへのアソシエート・エキスパートなどの派遣

*16 世界遺産及び無形文化遺産については、第2部第9章第5節⑫参照

